

規格・基準などの事前意図公告

〔 この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定)附属書 3 の L に基づくものです。 〕

工業標準化法に基づく工業標準の制定について

下記のとおり工業標準化法に基づき、工業標準を制定する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は理由を付して文章でご提出下さい。

記

- 1 件 名
工業標準の制定について
- 2 工業標準の名称及び趣旨・目的
舟艇－船体構造－スカントリンガー第 5 部：単胴艇の設計圧力，設計応力，材料寸法の決定
Small craft-Hull construction and scantlings-Part 5: Design pressures for monohulls, design stresses, scantlings determination

本規格は、ISO 12215-5 及び Amendment 1:2014 を基に、繊維強化プラスチック（FRP）、アルミニウム、鋼、木材、その他ボート建造に適した材料によって建造される舟艇（長さ 2.5m から 24m）について、設計圧力、設計応力及び材料寸法の決定要件について規定するものである。
- 3 施行予定日
平成 31 年 4 月以降
- 4 意見提出先
国土交通省海事局船舶産業課
〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
T E L (03)5253-8634 (直通)
F A X (03)5253-1644
- 5 関連情報入手先
(一財)日本船舶技術研究協会
〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-9
ラウンドクロス赤坂 4 階
T E L (03)5575-6427
F A X (03)5114-8941
- 6 意見提出期限
掲載から 60 日後